

## ショートステイ 遊生の町 利用料金表【負担割合1割】

当施設の介護サービス費の区分は、『併設型ユニット型(介護予防)短期入所生活介護費(Ⅰ)』です。

負担段階 ※1	介護度	基本部分 単位数	各種加算 単位数 ※2	サービス利用料金 合計額(1日)	滞在費	食費 ※3	滞在費・食費 合計額(1日)	最終合計 金額(1日)	送迎 ※4
第4段階	要支援1	529	18	¥547	¥2,066	¥1,445	¥3,511	¥4,058	
	要支援2	656	18	¥674	¥2,066	¥1,445	¥3,511	¥4,185	
	要介護1	704	36	¥740	¥2,066	¥1,445	¥3,511	¥4,251	
	要介護2	772	36	¥808	¥2,066	¥1,445	¥3,511	¥4,319	
	要介護3	847	36	¥883	¥2,066	¥1,445	¥3,511	¥4,394	
	要介護4	918	36	¥954	¥2,066	¥1,445	¥3,511	¥4,465	
	要介護5	987	36	¥1,023	¥2,066	¥1,445	¥3,511	¥4,534	
第3段階②	要支援1	529	18	¥547	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,217	
	要支援2	656	18	¥674	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,344	
	要介護1	704	36	¥740	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,410	
	要介護2	772	36	¥808	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,478	
	要介護3	847	36	¥883	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,553	
	要介護4	918	36	¥954	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,624	
	要介護5	987	36	¥1,023	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,693	
第3段階①	要支援1	529	18	¥547	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥2,917	
	要支援2	656	18	¥674	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,044	
	要介護1	704	36	¥740	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,110	
	要介護2	772	36	¥808	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,178	
	要介護3	847	36	¥883	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,253	
	要介護4	918	36	¥954	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,324	
	要介護5	987	36	¥1,023	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,393	
第2段階	要支援1	529	18	¥547	¥880	¥600	¥1,480	¥2,027	
	要支援2	656	18	¥674	¥880	¥600	¥1,480	¥2,154	
	要介護1	704	36	¥740	¥880	¥600	¥1,480	¥2,220	
	要介護2	772	36	¥808	¥880	¥600	¥1,480	¥2,288	
	要介護3	847	36	¥883	¥880	¥600	¥1,480	¥2,363	
	要介護4	918	36	¥954	¥880	¥600	¥1,480	¥2,434	
	要介護5	987	36	¥1,023	¥880	¥600	¥1,480	¥2,503	
第1段階	要支援1	529	18	¥547	¥880	¥300	¥1,180	¥1,727	
	要支援2	656	18	¥674	¥880	¥300	¥1,180	¥1,854	
	要介護1	704	36	¥740	¥880	¥300	¥1,180	¥1,920	
	要介護2	772	36	¥808	¥880	¥300	¥1,180	¥1,988	
	要介護3	847	36	¥883	¥880	¥300	¥1,180	¥2,063	
	要介護4	918	36	¥954	¥880	¥300	¥1,180	¥2,134	
	要介護5	987	36	¥1,023	¥880	¥300	¥1,180	¥2,203	

184

1単位=10円

※1 第4段階：下記第1段階～第3段階以外の方

第3段階②：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方

第3段階①：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方

第2段階：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方

第1段階：生活保護を受けている方など

※2【上表で計上している加算】

・夜勤職員配置加算(Ⅱ)：18単位/日 ※介護予防は除く

・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)：18単位

【上表で計上していない加算】

・若年性認知症利用者受入加算：120単位/日 ※対象者のみ算定する

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅱ):(基本部分単位数+各種加算単位数)×13.6%が別途かかります。
- ※3 食費1日につき、おやつ代として120円を別途ご負担いただくことをご了承下さい。
  - ※4 送迎をご利用になる場合は、片道184単位がかかります。  
(通常の送迎範囲) 燕市全域、三条市の第三中学校区及び大島中学校区、弥彦村
  - ※5 特養の空室を利用した「空床型ショート」は、加算内容が上記と異なる場合があります。
  - ※6 65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービス利用時の負担割合が2割(3割)となります。その場合、表中網掛けの『サービス利用料金合計額(1日)』の金額が2倍(3倍)になります。

令和6年8月1日現在